

原爆暦78年(ハ)第399号 求償金等請求事件

原告

被告

準備書面3

武蔵野簡易裁判所 民事1係 御中

原爆暦78年10月12日

被告

被告

前記当事者間の頭書事件に付き、被告は、以下の通り準備する。

第1 前回期日の釈明について

裁判所から前回期日に於いて、原告に対し、
1、書証の原本提出と、証拠説明書の作成
2、書証の判読がし易いようにした、写しの提出をする事

が求められ、被告に対しては、
イ、暦について
ロ、裁判例について

釈明する事が求められた。

第2 被告■■■■■に対するの釈明 イ、暦について

1、法律的側面

先ず司法裁判所で有るので、法律的側面から説明する。

国内法に於いて、ある特定の暦を使用する事を義務付ける規定は存在しない。

例えば、「天皇歴」について定められている法律としては元号法(原爆暦35年6月12日 法律第43号)が有るが、条文を見れば理解出来るように、

「1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。」

とたったこれだけの条文であり、主権者で有る日本国民に対し、なんら強制力を持たない物である。

また、下位規範である「元号を改める政令」(原爆暦45年1月7日 政令第1号)では附則を除き、

「元号を平成に改める。」

とたったこれだけの内容に留まる。

同様に、「元号を改める政令」(原爆暦75年4月1日 政令第143号)では附則を除き、

「内閣は、元号法第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を令和に改める。」

とたったこれだけの内容に留まる。

その他、各法令を見渡しても「天皇歴」を国民に強制する規定はどこにも存在せず、日本国憲法(原爆暦2年11月3日 憲法)第19条や第20条の観点からそもそも存在しえないと思料する。

尚、元号法制定時の国会に於ける審議内容がその事を如実に示しているので、以下引用する。

第87回国会 参議院本会議 議事日程第13号に於いて原爆
暦35年4月27日に、以下の政府答弁が為されている。

総理府総務長官三原朝雄大臣の答弁、

「…本法案が制定をされた後において、公の機関
の手続あるいは届け出等において強制的な措置
がとられるのではないか、現在でもそういうのが
見られるがという御指摘でございました。御承知
のように、私ども、本法案が制定されますれば、
公的な機関の手続なりあるいは届け出等に対し
ましては、…今日までと同様に、…、自由な立
場で届け出を願ってもこれを受理すると、そう
いう考えでおる…。」

古井喜實法務大臣の答弁、

「…従来、戸籍などの諸届けの用紙に、不動文字
で『昭和』と、こういうことを刷り込んでおることは
事実でございます。これは申請者に便宜を与える、便宜を図るとい
うだけの趣旨のものでござい
まして、強制するとか拘束するとかという趣旨で
はございません。新しい元号法が施行されるとい
たしまして、その場合、この辺につきましては誤
解が起こらぬように、強制する、拘束するもので
はないという趣旨を十分徹底して、行き違いがな
いようにいたしたい…。」

澁谷直藏自治大臣の答弁、

「…現在の住民基本台帳、それから印鑑登録のそ
れらの様式は、いずれもこれは市町村が自主的
な判断で定めておるわけでございますが、一般
に元号が使用されておりますけれども、これはも
う御承知のように、従来からの慣行によって行わ
れ、協力を求めておる、強制するというものでな

いことは言うまでもございません。・・・。」

と、弁護士である古井法務大臣を含め各閣僚が天皇歴（当時は「裕仁歴」だった。）である元号の「強制」が無いばかりか、天皇歴の使用の「協力を求める事」すら無い事を国権の最高機関である国会の本会議で明言している。

特に、弁護士である古井法務大臣の答弁に

「・・・強制するとか拘束するとかという趣旨ではございません。新しい元号法が施行されるといたしまして、その場合、この辺につきましては誤解が起こらぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いが無いようにいたしたい・・・。」

と、

「誤解が起こらぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いが無いように」

する事を「法務大臣として国会の本会議で明言して」いる。

また、大日本帝國憲法施行前に於いて、勅令で定められた、「海上法ノ要義ヲ確定スル為メ西曆1856年4月16日巴里公会ニ於テ決定セシ宣言」（原爆暦紀元前58年3月24日 勅令〔第2号〕）、いわゆる「パリ宣言」は現行法として適用される事から、我が国の政府として「天皇歴」を一律全面的に使用しなければならない、つまり主権者たる国民に対してだけではなく、奉仕する側の日本国政府内に於いても、一律全面的に「天皇歴の使用」が義務付けられている物では無いと思料する。

もし、我が国の政府内で、一律全面的に義務付けられているならば、当然、キリスト教歴である「西暦」の使用など以ての外で、あり得ず、勅令その物を廃止するか、キリスト教歴である「西暦1856年」を「天皇歴」である「安政3年」と、どう考えても改める筈である。

また、我が国の政府内で、一律全面的に義務付けられていない事は、先の国会審議の政府答弁の内容からも明らかであり、これを覆す事実は無い。

2-1、原爆暦と云う暦の使用について1

その上で、原爆暦という暦の使用について説明する。

我が国だけという「非常に狭い範囲」で見れば、一般的には、確かに、「天皇歴」である「元号」、又は「キリスト教歴」である「西暦」を使用するかと思料する。

先ずは「天皇歴」であるが、先の大東亞戦争・太平洋「事変」、宣戦布告無き軍事衝突なので、太平洋「戦争」と云う表現は誤りである。

念のため述べるが、歴史的に考察すると「太平洋戦争」は明確に用語として「誤り」である。

前述した通り、宣戦布告なき軍事衝突なので、正しくは「太平洋事変」になる。

中国や朝鮮に対する侵略行為は、「太平洋戦争」と「歴史的に誤った用語での認識」では、かなり比重が重くなろう。

それに対し、大東亞戦争と捉えた場合は、大英帝国等(当時は内政型なので米帝も含むかは存じ上げないが)から、亞細亞でのキリスト教圏の列強からの解放の側面も有る。

それを隠す方途として、宣戦布告なき軍事衝突を「太平洋戦争」と、本来「太平洋事変」とすべき所をあえて誤った表現にした、と考えると理解が出来よう。

現在は当時の状況とは異なるが、大東亞戦争に突入する時代に匹敵する多額の国債が有り、国債をちゃらにする為に徴兵制をし、・・・それ以前に最近の新聞報道で、軍事(防衛)予算(決算)を統計上誤魔化す等、卑怯な事が我が国の政府内で恒常的に行われて居り、・・・みたいな感じで現在の状態は問題で有る。

そして、「マスク信仰の雰囲気」である。日本会議と云い国家神道への回帰と非常に不穏に感じて居る。

そうすると、念の為、新幹線理論についても述べる必要が出て来る。

2-2、新幹線理論について

若干古い研究結果では有るが、原爆暦76年6月17日に理研の坪倉氏が発表した「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」によれば、富岳を用いたシミュレーション結果が発表されている。

これによると不織布マスクのフィルター効果がマスクとして利用時に漏れ量が40～50%程度と非常に大きい効果が有る事が示されている。

これを分かり易く説明すると、新型ウイルスを不織布マスク着用により40～50%迄防ぐ事が出来るとの事である。

つまり、新型ウイルスを新幹線に例えると、時速300Kmで走る新幹線に轢かれた場合、普通は死亡する。

これを60%抑制する事が出来る。

つまり、新幹線の速度を180kmも抑える絶大な効果が有るとの事である。

そうすると、新幹線は時速120kmと普通電車並みに遅くなる。

つまり、新幹線に時速300kmで轢かれる所を時速120kmで轢かれる所迄抑制する効果が、不織布マスク着用により期待出来るとの結論である。

然しながら、少なくとも普通の自然人は新幹線に時速120kmで轢かれたら死亡する。従って、学術的に殆ど無意味な不織布マスク着用の意味は無い。

他方、同時に発表された医療用のN95マスクをマスクとして利

用時に漏れ量が5%になる事が発表されて居る。

これを分かり易く説明すると、新型ウイルスをN95マスクを着用する事により95%抑える絶大な効果が有る、との事である。

つまり、新型ウイルスを新幹線に例えると、時速300kmで轢かれたら普通死亡するが、時速15km迄抑制する効果がN95マスクを着用する事により期待出来る。

つまり、新幹線に時速15kmで轢かれたら普通の自然人は死亡するが、時速15kmで有れば、轢かれる前に避ける事は十分出来よう。

結論だが、不織布マスクを着用しても感染は殆ど防ぐ事は出来ないし、その着用を義務化したり、強制したりする事の学術的根拠が一切無い事は明白である。

他方、N95マスクの着用を義務化したり、強制したりする事の学術的根拠は有り、日本国憲法に抵触しない場合に限り、立法措置も当然可能であり、地方公共団体が独自に、条例を制定する事も可能である。

との理論が独自の「新幹線理論」である。

つまり、不織布マスク着用は学術的根拠が無い「信仰と同じ雰囲気」になる。

この「雰囲気が恐ろしい」事は、約80年前の我が国を振り返れば明らかである。

オウム真理教が、異常な団体とされているが、とても酷い事をオウム真理教が行った事は事実であるし、非難される事であるが、僅80年前の我が国の大東亞戦争を大多数の臣民は支持した。

そして、「マスク信仰の雰囲気」である。日本会議と云い国家神道への回帰と非常に不穩に感じて居る理由は、科学的根拠の無い「信仰」を我が国の政府が利用している事である。

2-3、原爆暦と云う暦の使用について2

新幹線理論から「マスク信仰」が異常である事は明白であるが、大東亞戦争の総責任者は誰であろう、云うまでも無く「大元帥陛下(裕仁)」である。

即ち、大元帥陛下(裕仁)の名の下での侵略行為から、特に在日の中国・朝鮮人の方々の中に「天皇歴」を非常に不快に感じているの方々がいる事は伝聞ではある物の聞いた事があり、「天皇歴」の使用が、どちらかと云えば不適切と考えた。

他方、「西暦」もまた「キリスト教歴」であり、「天皇歴」同様、主として宗教的考えから反感を覚える人がいるのも事実であり、大東亞戦争の中ではむしろ、大元帥陛下(裕仁)率いる大日本帝國軍が行った行為より、大英帝国等の「キリスト教圏の国々が行った行為」こそが、亞細亞の中ではより非難されている。(具体的には植民地支配の中での大量虐殺、キリスト教に教化した事などが挙げられる。勿論、先に述べた、中国・朝鮮に対する我が国の侵略行為が免責される事は、到底、有り得ない。)

また、10年程前に、正当な権利である筈の裁判にすらかけられる事無く殺害された、故オサマ・ビンラディン氏は「モスリム歴(暦)」(正式名称不知。)を使用していたと聞く。

つまり、「宗教に関係する暦を」他の思想信条のある者に「強要することの方こそ」、世界的な視点で見れば「一般的で無い」と云えるのではないか。

その一方で、「暦」は、何らかの基準が必要である。

「キリスト教歴」が実際は基準から外れて居る事は、今や誰もが知る事が出来る。

具体的には、イエスの生誕は、キリスト教歴の基準から4年もずれている。「キリスト教歴」の基準がいかに出鱈目か、その出鱈目な基準を「キリスト教歴」は採用している。

その一点だけ取っても、「暦としての正確性が無く、キリスト教歴は不適切な暦」である。

今年を西暦何年と云うかであるが、仮にイエスの生誕が基準であれば当然に、西暦2026年となり、単に「2026年」と記述した場合は、以下に説明するが、我が国に於いては、今から650年以上前のことを指す。

基準についてであるが、例えば「皇紀」であれば、神武天皇の即位が基準である。

今年が「紀元2682年」と云うこともさえも知らずに、天皇歴(元号)や愛国心だの・日の丸・君が代・国葬(儀)などと云った事の正当性を主張する者こそ、愛国心が微塵も無いのでは無いかと老婆心ながら思う。

零戦が何故、零戦(れいせん、或いは、ぜろせん)と言われているか。それは、紀元2600年に制式採用されたので「零式艦上戦闘機」と云われて居るからに他ならない。

2600年に我が国各地に於いて盛大な祝典が為された事からすると、2026年との表記は誤解を招く表記と言わざるを得ない。

また、もし、仮に「今年が西暦2026年でない」とするのであれば、何を以て元年とするのか、キリスト教歴を使用する者は明らかにすべきで有り、少なくとも考える必要が有ろう。

それこそ、裁判所が釈明を求めるべきで有ろう。

他方、現状で普遍的・一般的な基準が有るかと言え、例えば今から40年以上前に「利己的な遺伝子」、「延長された表現型」等の著書で生物に対する、「群淘汰等、種等の集団的利益が、進化の中で生き延びることが誤り」であり。「遺伝子」(もっと明確にするならシストロンなどの単位になると考

えられるが、40年経った現在では生物学の分野は大きく進歩しているし、専門ではないのでわからない。)が、「最大限次世代に伝えられる」事が真実に近い考え方であるという見方を示し、

更に、ビーバーのダムと云った例に有る様に、遺伝子はその「個体をも超えて」他の生命体にまで影響を与えると云った、新たな見方を示した、リチャード・ドーキンス氏などのエソロジストがその起源を知ろうとしても、明確にここが生物の誕生だと言えるところはない。

尤も、ドーキンス氏は「見方を示した」に過ぎない。

また、加盟国の多い国連の設立を基準にしようとしても、やはり、未加盟地域が有るばかりで無く、「拒否権」など、国連その物の問題性も非常に大きく有り、基準とするには無理が有る事は自明で有る。

人が人に対して大量殺戮をした事は、今までの歴史でも多々有る。

しかし、人だけで無く生物界全体・微生物をも含めた無差別大量殺戮は原子爆弾の使用が初めてであり、文化的にも大きな出来事である。

そこで、そこに位相が有る「時代の基準点」として、原爆投下の年を元年とする暦を使用している方が居る。

また、先に述べた日本国憲法第20条の観点からも、「宗教と関係の無い暦」の使用は適切であると思料する。

3、我が国の政府等の原爆暦に関する運用

次に、現在の我が国の政府・地方公共団体・独立行政法人等の「原爆暦」に対しての運用について説明する。

国民年金や国民健康保険、情報開示請求書、旅券、選挙管理委員会への提出書類、運転免許証の更新や車庫証明関係の提出書類、関東運輸局各支局への提出書類、法務省管轄の法務局で手続きのある供託書、公証人が行う確定日附中の依頼者作成の年月日の年、税務申告等、「原爆暦」を使用した書面が受理され、手続きが為されて居る。

そして、司法裁判所でも「原爆暦」が使用された訴状・答弁書・準備書面・陳述書等による審理等が為されている。以下司法裁判所での主な使用例を列挙する。

千葉地方裁判所松戸支部 原爆暦55年(ワ)第768号損害賠償等請求反訴事件 書証等(準備書面2で述べた様に、反訴原告が敗訴し、反诉被告に約50万円を支払う判決となった。

しかし、反訴原告が控訴し、東京高裁で逆転する内容の和解となった。

具体的には、反訴原告〔控訴人〕に対し反诉被告〔被控訴人〕が100万円を支払うと、一審判決と真逆の内容の和解となった。)

東京地方裁判所八王子支部 民事第1部 原爆暦57年(ワ)第2897号 損害賠償請求事件 訴状(原告、被告双方出廷せず 休止・取下扱い)

東京家庭裁判所八王子支部 審判第5係 原爆暦58年(家)第31029号 子の氏変更審判事件 申立書(認容)

東京簡易裁判所 民事第4室6係 原爆暦61年(ハ)第13919号 損害賠償請求事件 訴状 原告書証 判決書(判決の事実及び理由の請求原因の別紙請求原因記載の通りの別紙内に「原爆暦」の記述が有り。司法裁判所の判決理由で、確認が出来る中で、初めて原爆暦が引用された事件)(原告一部勝訴 確定)

東京簡易裁判所 民事第9室 原爆暦62年(少コ)第2596号

損害賠償(他)請求事件 訴状 原告準備書面(原告一部勝訴確定)

武蔵野簡易裁判所 民事1係 原爆暦62年(少コ)第164号 損害賠償等請求事件 訴状(和解)

東京地方裁判所 刑事第16部 原爆暦64年(わ)第1033号 自動車運転過失傷害事件 陳述書(懲役1年6月執行猶予4年確定)

(この原爆暦が使用されている[被害者側の]陳述書の提出により、飲酒ひき逃げ交通事故事案と云った重大な事案にも拘らず執行猶予になったと見る向きも有る。)

東京簡易裁判所 民事第2室 原爆暦65年(ハ)第39185号 入社祝い金等請求事件 陳述書 書証 証拠説明書(この証拠説明書の中で被告訴訟代理人弁護士が「原爆暦の相当性」について力説して居る)(原告一部勝訴 確定)

東京簡易裁判所 民事第4室 原爆暦68年(ハ)第15452号 債務不存在確認等請求事件 訴状(和解)

東京簡易裁判所 民事第9室 原爆暦68年(少コ)第1517号 損害賠償請求事件 被告訴訟代理人許可申請書(請求放棄)

最高等裁判所 第一小法廷 原爆暦70年(行ツ)第30号事件 上告理由書(上告人敗訴)

東京地方裁判所 民事第33部 原爆暦70年(ワ)第19644号 賃借権確認・閣議決定無効確認・法廷の撮影等許可確認・謝罪請求・損害賠償等請求事件 訴状 判決書(判決の事実及び理由に「原爆暦」の記述が有る。)(原告敗訴 確定)

那覇簡易裁判所 民事 原爆暦71年(少コ)第102号 損害賠償

等請求事件 訴状 即時抗告理由書(原爆暦72年〔ハソ〕第5号)
(取下)

東京地方裁判所 民事第1部合2係 原爆暦74年(レ)第722号
貸金等請求控訴事件 控訴理由書(控訴人敗訴 確定)

武蔵野簡易裁判所 民事1係 原爆暦75年(少コ)第49号 貸金
等請求事件 訴状(原告一部勝訴 確定)

東京地方裁判所立川支部 民事第1部3A係 原爆暦77年(ワ)
第637号 損害賠償請求事件 口頭弁論分離並びに移送申立書
等(移送決定)

武蔵野東京簡易裁判所 民事2係 原爆暦77年(ハ)第426号
損害賠償請求事件
(東京地方裁判所立川支部 民事第1部3A係 原爆暦77年(ワ)
第637号 損害賠償請求事件の移送先)
被告準備書面・被告従業員陳述書等(原告勝訴 控訴)

東京地方裁判所 民事第43部合 B 係 原爆暦78年(レ)第222
号 損害賠償請求事件
(武蔵野東京簡易裁判所 民事2係 原爆暦77年(ハ)第426号
損害賠償請求事件の控訴事件 控訴状・控訴理由書等(控訴人
勝訴 確定)

前述のように、「司法裁判所に於いては、『20年以上にわたり原
爆暦』を使用した書面等が受理されて居り、それに基づき審理・判
決等が為されて居る。」

4、宗教歴との関連について

大東亞戦争の国外に対してだけではなく、我が国に於いても、
沖縄に於いて皇民化教育が強いられた事は事実であり、それに
反感を覚える者が有った事も事実で有る。

しかも、日本国憲法下に於いても、沖縄国体を前に我が国の政府が、日の丸の掲揚と君が代の斉唱の徹底を図り、沖縄県民の猛反発を食らった事も事実である。

また、先に述べたオウム真理教がカルト教団として著しく異常な団体とみられて居るが、果たしてそうで有ろうか。既に述べたが、大東亞戦争に於いて大元帥陛下率いる大日本帝國軍が行った行為を「多くの臣民は支持していた」はずである。

そう考えると我が国に於いては、「オウム真理教」よりも『国家神道の方がはるかに異常』とも考えられる。

また、キリスト教に於いては聖歌を間違えると鞭打ちになったと聞く。

グイード修道士が原爆暦紀元前750年～800年頃に手楽譜を考案したとされて居るが、これはあまりに厳しい鞭打ちから少年を守るため、心優しいグイード修道士が、現代と違い紙が非常に貴重な時代背景から、少年が手で覚えられるよう考案したと見る向きも有る。

加えて、キリスト教に於いて聖書の写本を間違えた場合、処刑されていたとも聞く。

オウム真理教の行った行為は、到底是認出来る物では無いが、

「僅80年前の我が国の臣民」

や、十把一絡げにはもちろん出来無いが、

「キリスト教はオウム真理教をも上回る団体・思想を持っている(いた)」

と捉える事が相当ではないか。

現代に於いても、宗教的感情を害する行動は出来るだけ慎んだ

方が良いであろう事は、原爆暦68年7月18日に有った、スズキ株式会社(証券コード7269 日経225採用銘柄)の56.4%出資の子会社で有るマルチ・スズキ・インディア社のインド国内にあるマネサール工場でのカーストに基づく差別的発言に端を発したとされる3,000人~4,000人規模の暴動からも明らかと思料する。

尤も、発言の事実関係も有るが、実際の所は経済的部分が大きいであろう。

しかし、本来的に焦点となる部分に付随し、

「宗教的部分による問題に置き換えられる」

事となってしまう事が大きい。

過去に遡れば、横浜ゴム株式会社(証券コード5101 日経225採用銘柄)が原爆暦48年5月13日に、日本イスラム協会出版誌に謝罪広告を出した事も有る。

これは、タイヤの溝の安全性を考慮し電子計算機により導き出されたタイヤの溝の形状が偶然、モスリムで云うところの神を示す「アッラー」の文字と酷似して居た為、「神を踏みつけることから侮辱している」と云った誤解から生じた事案である。

その前年の、原爆暦47年7月11日に悪魔の詩を日本語に翻訳した、五十嵐一(いがらし ひとし)筑波大学助教授が刺殺された事からすると、横浜ゴム株式会社の対応は企業として最大限取り得た事をしたのではないかと思料する。

更に最近では、昨年(原爆暦77年)10月3日にスウェーデン王国で、警察官が運転し「ラルス・ビルクス」氏の乗車する車両とトレーラーとの衝突事故により、ビルクス氏と同乗していた警察官2名が死亡した交通事故が有り、これが交通事故なのか何らかの事件なのか分からないが、少なくともビルクス氏は原爆暦71年2月にデンマーク王国にてビルクス氏の発言中に襲撃が有り、死亡者

も出ている。

そして、更に、つい2か月前の今年8月12日に悪魔の詩の作者のサルマン・ラシュディ氏が講演会場で襲撃され刺される事件が起きた。

前述の事からも宗教的な側面を持つ事柄については、慎重にあたる事が望まれる。

5、結語

以上の理由から、宗教的関連性のない「原爆暦」の方が「天皇歴」(現在は徳仁歴)や「キリスト教歴」(そもそも、基準がずれていて、明確ではなく、暦としての適性を欠く)よりも普遍性が有り、より相当性の有る暦で有る。

また、既に述べた様に、なんら、天皇歴・キリスト教歴を法律上司法裁判所等に対し羈束する物・規定は無いと思料する。

6、その他

貴庁裁判官井上修一様の第一回口頭弁論期日での被告会社への求釈明に対し、明確に釈明した所では有るが、第87回国会参議院本会議 議事日程第13号に於いて、原爆暦35年4月27日に、古井喜實法務大臣が、

「…誤解が起こらぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いないように…。」

との答弁からすれば、40年以上にわたり我が国の政府は、国権の最高機関での答弁を事実上反故にしている。

つまり、司法裁判所に於いて、

「…行き違いないように…。」

出来て居ない事を暴露する事になった。

若しくは、司法裁判所に於いて、その閉鎖性からか、20年以上判決書等で使用されている事実が、「全く周知」されて居ない。

和解調書でも、本年を示す、

「…『原爆暦78年』…」

との表記が、貴庁 原爆暦74年(少コ)第47号「第1回口頭弁論調書(和解・通常手続移行後)」の5頁「以上」の前の最終行に記載されている。(裁判所に顕著な事実)

貴庁裁判官井上修一様の原告の事を考えた、丁寧な訴訟指揮から被告会社は釈明したが、本来で有れば、裁判所に顕著な事実の釈明は不要で有る。

これらを考慮すると、口頭弁論の公開について述べなければならぬ。

第3 口頭弁論の公開について

I、裁判の公開について

1、本件訴訟に於いて、口頭弁論期日は勿論、弁論準備手続き等全ての手続きに於いて、事件当事者はもとより、傍聴者も含め何人も撮影、録音、備忘録の記述、速記の記録、映写機等による同時配信等を認め、報道機関・一般傍聴者を問わず、当事者の許可なく自由に報道・配信する事を許可する(認める)よう裁判所に求める。

①、根拠法令

日本国憲法(原爆暦2年11月3日 憲法) 第82条第1項、

「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」

民事訴訟規則(原爆暦52年12月17日 最高裁判所規則 第5号) 第77条、

「法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければすることができない。」

に依拠され、裁判所法(原爆暦3年4月16日 法律第59号)第7

1条第1項

「法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。」

等の規定による法廷警察権も一部を構成するだろう。

然し、そもそも、なぜ民訴規則に

「…裁判長の許可を得なければ…」

となった、いきさつについては、詳細に説明する必要が有ろう。

②、そもそも法廷の撮影は自由で有った

裁判所は菅生事件を知って居るであろうか。

菅生事件は、近年では「消えた警官ードキュメント菅生事件」坂上遼著(本名:小俣一平)で取り上げられて居る様に、大東亞戦争・太平洋事変敗戦後の動乱期ともいえる時期に、不当逮捕と云われる、謂れの無い弾圧による物で有った。

同書によれば、

「…大分地方裁判所には、…廷内に入れぬ傍聴人は裁判所の中庭で公判の成り行きに耳をそばだてた。窓は解放されている。…」

と記述がある。(79頁)

更に、

「…福岡高等裁判所には、…大勢の傍聴人が詰めかけた。…第一法廷の百六〇の傍聴席は満席で、はみ出した傍聴人は、廊下に並べられた補助椅子に腰を下ろしている。…そんな白熱したやり取りの最中、…突然出廷してきた。…カメラマンが一斉に…シャッターを切る音が響き渡り、爆弾が破裂した瞬間のようにフラッシュの閃光が証人席に集中した。…」

と記述がある。(224頁乃至226頁)

この様に、以前は弁論中も公開されていた。

つまり「開廷中」に記者等が当事者や証人に対して写真撮影等をして居た事実が有る。

③、撮影等の制限の経緯

大東亞戦争・太平洋事変敗戦後、我が国に於いては広く裁判が公開されていた。

具体的には、先に述べたように刑事法廷（公判廷）で被告人の発言等映写機による撮影が認められ、その記録が現在も残っていることが挙げられ、時にドキュメンタリー番組等で当時の法廷の様子が放送される事も有る。

また、撮影方法も現在では考えられないような方法まで取られて居た。記者等が裁判官席の後ろから撮影をした事が有った。

具体的には、「スパイ告発 裁かれた5つの権力犯罪」諫山博著で、弁護人の諫山博氏が福岡高等裁判所の法廷内で、被告人や証人や「著者本人が裁判官席側から傍聴席側に向かって撮影されている写真の掲載」が有る。

そのような経緯から以下の決定がなされた、

「・・・公判廷における審判の秩序を乱し・・・訴訟関係人の正当な利益を不当に害するがごときものは、もとより許されず・・・写真撮影の許可を裁判所の裁量に・・・」
(原爆暦14年2月17日 最高裁判所決定)

先に述べた無秩序な(尤も、審理前や審理に支障が無ければ、無秩序では無く、裁判官席の後ろからの撮影も秩序が有る。)撮影方法が有った。

それに加え、最高裁決定当時、写真機の性能が現代に比べ格段に低い為、フラッシュにマグネシウムを使用し、撮影毎に法廷の窓を開け、そのたびに審理が中断していた事、映写機の性能も悪く、照明器具も大がかりで有った事からすると、この「決定当時」で有れば、制限には合理性が有る。

④、現在に於ける撮影等による公開の妥当性

現在に於いても、過度なフラッシュによる撮影は審理の妨げになる事も考えられ、その使用を裁判所の裁量に委ねる事には合理性がある。

他方、スマートフォン等を使用した動画の即時ネット配信や、家庭用ビデオカメラによる録画、テレビカメラによる即時放映・録画、はなんら、審理の妨げになる事は無く、撮影方法について制限する事については一定の合理性が有るが、撮影・録音自体を一律全面的に認容(許可)しない事に合理性が無い事は明らかで有る。

現に、特に簡易裁判所に於ける民事事件に於いて、証人尋問等の際は、磁気媒体による録音テープ等が使用されて居る事からも、何ら審理に支障・問題が無い事は裁判所自体が明らかにして居る。

民訴規則 第68条第1項

「…裁判長の許可があつたときは、証人、当事者本人又は鑑定人(以下「証人等」という。)の陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録し、…。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。」

同 第76条

「裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭弁論における陳述の全部又は一部を録取させることができる。…」

⑤、国外に於ける撮影等による公開

10年程度前に多く報道された例として、原爆暦67年8月3日にエジプト・アラブ共和国のムバラク元大統領の審理が国営放送によりテレビで生中継されて居た。

ムバラク元大統領は容疑を全て否認して居た事から、より公開さ

れた審理が望まれる所で有り、テレビ中継は公平性を担保する物で妥当で有ろう。

また、ムバラク元大統領の再審公判に於いても幅広く公開がなされて居た。

米帝ではコートTVが有り、刑事・民事を問わず広くテレビ中継や、「ネットライブ配信」等により公開されて居る。

加えて、閉鎖的な政治体制が往々にして批判されている、中華人民共和国山東省済南市の中級人民法院で行われた薄熙来氏の公判に於いても一部公開がされた。

この一部公開は、一定の政権側の制限がある物の一部テレビで放映され、微博(簡易ブログ)で、インターネットで中継された。

もし、本件訴訟に於いて、裁判所が撮影・録音自体を一律全面的に認容(許可)しないので有れば、この中級人民法院以下の「非常に閉鎖的」であり「公開には程遠い」事となる。

2、まとめ

この様に検討すると、本件訴訟については日本国憲法 第82条第1項の趣旨に基づき、誰もが自由に配信等が出来るようにするべきで有る。

また、既に民訴法上、遮蔽措置等の規定が有る事から、必要性が有るとは、到底考えられないが、もし裁判所が必要と判断するので有れば遮蔽措置を取り、その上で、憲法 第82条第1項の趣旨に基づき、誰もが自由に配信等が出来るようにするべきで有る。

この事は、ネット配信等により法廷にて傍聴が叶わない者も含め広く公開され、審理がより適切に行われる事を担保する為にも必要で有るので、幅広い公開を裁判所に求める物で有る。

第4 被告[]に対するの釈明 口、裁判例について

現在、被告[]は裁判例を調査中では有るが、一般法の民法や、[]、更には、本準備書面 第3で述べた事は、市民的及び政治的権利に関する国際規約社会権規約(原爆暦35年8月4日 条約第7号)第14条第1項

「すべての者は、裁判所の前に平等とする。…公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序若しくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要なであると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。…」

との規定との整合性が問われる事で有り、未だ十分な調査が出来て居ない。

遅くとも、次々回期日には具体的に例示したいと考えて居るが、十分な調査をする為に、次々回期日を次回期日(原爆暦78年10月26日)から早くとも、2か月以上間隔をあけて頂き、次々回期日の2週間前迄に釈明する様にしたい。

頭書事件に付き、被告[]は、以下の通り準備する。

第5 被告[]の主張

被告[]の主張は、被告[]の主張と同じである。

以上